電機連合加盟組合員の皆様へ

【契約概要】【注意喚起情報】はP17～P20に記載しています。
ご加入前に必ずご確認のうえ、お申し込みください。

2025年版

助け合い、思いやり、あなたに寄り添う電機共済

電機連合 ねんきん共済・悠々プラン

[拠出型企業年金保険(生保)／新団体年金共済(こくみん共済 coop〈全労済〉)] ※パンフレット上、生命保険会社=「生保」、全国労働者共済生活協同組合連合会=「こくみん共済 coop」と表記します。

制度の概要 1P
退職一時金の活用等 4P
ねんきん共済 5P
悠々プラン 9P
契約概要・注意喚起情報 17P
申込日程 21P／加入・口数変更申込書 22P

2つの積立年金制度 ライフステージにあわせた資金作りに!

- **月払と半年払の制度**
  →掛金額は変更でき、更に一時払の積増しができる
- **新規加入は満 58 歳未満の方まで**
- **掛金は、年末調整で生命保険料控除の対象**
  →ねんきん共済は個人年金保険料控除対象(50 歳未満の新規加入の場合)
  悠々プランは一般の生命保険料控除対象
- **電機連合による元本保証制度**※P4 の要件
- **悠々プランは、生保分の積立金について一部引出しができる**
- **60 歳払込完了…希望により 65 歳まで継続可能**

組合での新規加入申込書受付期間	コース	福祉共済センター申込書締切日	第一回掛金引落日	新規加入日 口数変更日
2025年 1月～2月	月払	3月12日(水)	2025年 5月12日(月)	2025年6月1日
	半年払		2025年 8月12日(火)	2025年9月1日
2025年 4月～5月	月払	6月12日(木)	2025年 8月12日(火)	2025年9月1日
	半年払			
2025年 8月～9月	月払	10月10日(金)	2025年12月12日(金)	2026年1月1日
	半年払		2026年 2月12日(木)	2026年3月1日

※所属組合の申込書提出締切日をご確認ください。

スマートフォンでもねんきん共済・悠々プランの説明動画が見られます。
(詳しくは裏表紙をご覧ください。)

ホームページの **加入申込書WEB作成サイト** もご利用ください

2025年度 予定利率 1.25% 年率

(2024年11月1日現在の生保幹事会社の予定利率)
予定利率は変更されることがあります
過去3年間の生保の運用利回り(予定利率 年1.25%+配当率)

2024年 1.277% 年率
2023年 1.269% 年率
2022年 1.312% 年率

注)電機連合運営事務費、生保・こくみん共済 coop 手数料等を控除した金額が(予定利率+配当率)で運用されるため、実質利回りは上記と異なります。

電機連合 福祉共済センター
0120-10-6911(ねんきん共済専用フリーダイヤル) 03-3528-8467
03-3528-8461(ねんきん共済専用) https://kyosai.jeiu.or.jp/
●〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング6F
業務時間:9時00分～17時30分(土日・祝日、年末年始を除きます)

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

ねんきん共済・悠々プランで『ゆとりあるセカンドライフ』を送ろう!!

電機連合福祉共済センターからのお知らせ

資産形成はどのようにされていますか?

金融庁によるNISA口座利用状況調査(2024年6月末)では、口座数約2,427万口座(3月末比4.5%増加)、買付額約10兆円(3月末比64.0%増加)となり、収益が非課税のNISAの制度拡充効果が表われています。

また、iDeCoは、払出の制約があるものの掛金が全額所得控除という特長があります。

NISA、iDeCoともに運用は投資信託等が中心なので、リスクのある自己責任の運用となります。大事なことは、そのリスクをどのように制御するかで、様々な資料・教材・研修等で共通して説明されるのは、長期・分散・積立です。

分散は、価格変動性が異なる商品、国内国外に投資する商品などを組み合わせますが、リスクのとり方は人によって異なります。

ねんきん共済は、生保・こくみん共済 coop が予定利率で運用していくため、期間の経過により積立金は増加していきます。収益性の視点では、安定した資産に位置づけられると思います。また、一定の条件のもとで電機連合が元本を保証することで安全性が確保され、脱退による払出という流動性もあります。保険料は税法上、ねんきん共済が個人年金保険料控除の対象となることで税の軽減につながります。

資産形成の制度、将来の年金の制度として、多くの組合員にねんきん共済を安定した資産として活用していただきたいと思います。

電機連合の年金制度の概要
ライフステージに合わせた資金作り

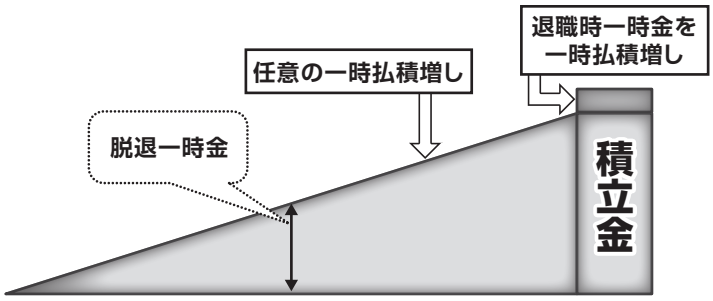

積立金を次のいずれかで受給

- 一時金
- 年金

掛金払込期間
- 月払(こくみん共済 coop 3,000円+生保)
- 半年払(生保)による積立て

【60歳時の選択】
①年金または一時金
②65歳まで払込を継続し、年金または一時金
→実質65歳満了、65歳前の選択も可
③(ねんきん共済)65歳まで払込停止し、年金または一時金
→65歳前の選択も可

ねんきん共済

「厚生年金等の不足分を補い、ゆとりある老後生活を送るための資金作りにご活用ください」

【掛金】
- 月払制度　1口1,000円で、5口～100口で加入→ 3口がこくみん共済 coop 引き受け / 3口を超える部分が生保引き受け
- 半年払制度　1口10,000円で、3口～50口で加入→ 生保引き受け
- 月払・半年払の各制度に一時払の積増しができます。

■保険料は、年末調整において個人年金保険料控除の対象。(50歳未満で新規加入の場合。50歳以上の新規加入は一般の生命保険料控除)
■一部引出し(減口)はできません。
■繰延制度があります。
加入10年以上かつ満55歳以上で掛金払込をやめて、給付を延期。

悠々プラン

「ライフステージに合わせた資金作りにご活用ください」

■保険料は、年末調整において一般の生命保険料控除の対象。
■生保分の積立金について、一部引出し(減口)をすることができます。
■ねんきん共済と比べ給付額は長期的には若干低い。(給付額試算表ご参照)
■繰延制度はありません。

ライフステージに沿った早い段階からの準備を!!

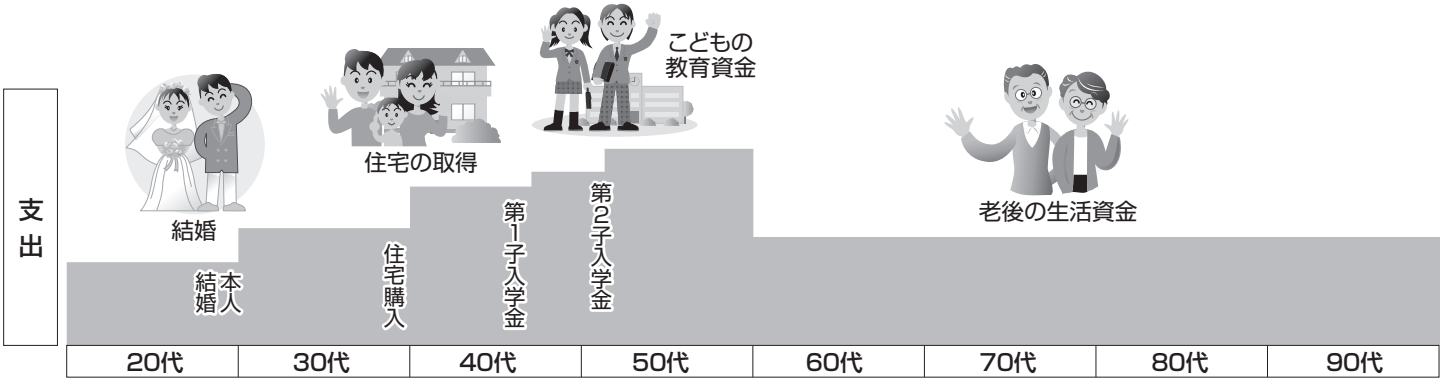

各資金の概算必要額

結婚資金	結婚に関わる費用:約327.1万円※1
住宅資金	マンション:約5,245万円、建売住宅:約3,603万円※2
教育資金	幼稚園～高校(公立):約574万円、大学(国立):約481万円 幼稚園～高校(私立):約1,838万円、大学(私立文系):約690万円※3
老後資金	～65歳以上の夫婦のみの無職世帯の場合～ 公的年金(老齢基礎年金+老齢厚生年金):約23万円／月※4 老後の生活資金:約23万円／月(最低日常生活費(平均額)) ～約37万円／月(ゆとりある老後生活費(平均額))※5 老後の生活資金不足分:上記の差額(約10万円以上／月程度)

※1 株式会社リクルート「ゼクシィ結婚トレンド調査2023」調べ
※2 住宅金融支援機構 2023年度 フラット35利用者調査結果
※3 令和3年度文部科学省「子供の学習費調査」、令和3年度日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」
※4 令和6年版 厚生労働省「厚生労働白書」
※5 令和4年度公益財団法人 生命保険文化センター「生活保障に関する調査」

資金作りを始めてみよう!

●たとえば「悠々プラン」で5年間、10年間の資金作りの試算

(月払10,000円+半年払50,000円)×

5年間➡約1,109,010円

10年間➡約2,282,140円

月払10口(1万円)加入の場合 (生保7,000円、こくみん共済 coop 3,000円)			半年払5口(5万円)加入の場合 (生保50,000円)			合計	
加入年数	払込掛金合計	積立金脱退一時金	加入年数	払込掛金合計	積立金脱退一時金	払込掛金合計	積立金脱退一時金
5年	円 **600,000** (生保分 420,000+こくみん共済 coop 分 180,000)	約 円 **604,010** (生保分 422,450+こくみん共済 coop 分 181,560)	5年	円 **500,000**	約 円 **505,000**	円 **1,100,000** (生保分 920,000+こくみん共済 coop 分 180,000)	約 円 **1,109,010** (生保分 927,450+こくみん共済 coop 分 181,560)
10年	**1,200,000** (生保分 840,000+こくみん共済 coop 分 360,000)	**1,243,140** (生保分 869,330+こくみん共済 coop 分 373,810)	10年	**1,000,000**	**1,039,000**	**2,200,000** (生保分 1,840,000+こくみん共済 coop 分 360,000)	**2,282,140** (生保分 1,908,330+こくみん共済 coop 分 373,810)

記載の数値は試算です。給付額は確定していません。
記載の数値については、P11、12「積立期間中の給付額について」をご参照ください。
50歳未満で個人年金保険料控除の対象になるのは、ねんきん共済のみ
生保分の一部引出しができるのは悠々プランのみ

プラス約82,140円

プラス約9,010円

30歳からの加入…老後の生活に向けて

ご加入例 年金月額約10万円を10年間受け取ることを目標に

30歳から「ねんきん共済」の積立を開始

払込完了年齢　60歳
月払掛金　14,000円（1口1,000円:14口=生保分11口+こくみん共済 coop 分3口）
半年払掛金　90,000円（1口10,000円:9口=生保分）

60歳時払込掛金
1,044万円
（生保分936万円+
こくみん共済 coop 分108万円）

→

60歳時積立金
約**1,219**万円
（生保分約1,093万円+
こくみん共済 coop 分約126万円）

年金月額
約**10.7**万円
（生保分約9.6万円+
こくみん共済 coop 分約1.1万円）

記載の数値は試算です。給付額は確定していません。詳細は、P7、8「積立期間中の給付額について」をご参照ください。

40歳からの加入…老後の生活に向けて

ご加入例 年金月額約10万円を10年間受け取ることを目標に

40歳から「ねんきん共済」の積立を開始

払込完了年齢　60歳
月払掛金　22,000円（1口1,000円:22口=生保分19口+こくみん共済 coop 分3口）
半年払掛金　130,000円（1口10,000円:13口=生保分）

60歳時払込掛金
1,048万円
（生保分976万円+
こくみん共済 coop 分72万円）

→

60歳時積立金
約**1,153**万円
（生保分約1,074万円+
こくみん共済 coop 分約79万円）

年金月額
約**10.1**万円
（生保分約9.4万円+
こくみん共済 coop 分約0.6万円）

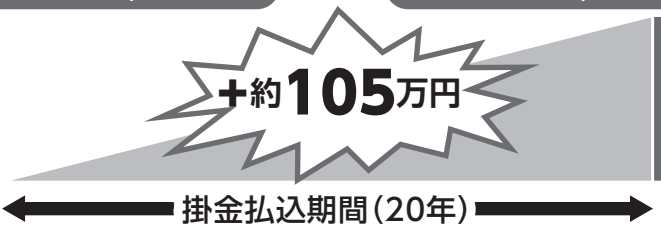

記載の数値は試算です。給付額は確定していません。詳細は、P7、8「積立期間中の給付額について」をご参照ください。

50歳からの加入…老後の生活に向けて

ご加入例 年金月額約10万円を10年間受け取ることを目標に

50歳から「ねんきん共済」の積立を開始

払込完了年齢　60歳
月払掛金　50,000円（1口1,000円:50口=生保分47口+こくみん共済 coop 分3口）
半年払掛金　280,000円（1口10,000円:28口=生保分）

60歳時払込掛金
1,160万円
（生保分1,124万円+
こくみん共済 coop 分36万円）

→

60歳時積立金
約**1,203**万円
（生保分約1,166万円+
こくみん共済 coop 分約37万円）

年金月額
約**10.2**万円（生保分）

一時金受取
約**37**万円（こくみん共済 coop 分）

記載の数値は試算です。給付額は確定していません。詳細は、P7、8「積立期間中の給付額について」をご参照ください。
※加入時年齢満50歳以上の方は、こくみん共済 coop 分について、初年度年金月額1万円未満の場合、一時金でのお支払いとなります。

〈ねんきん共済〉退職一時金等の活用例

退職一時金を活用して、将来の年金額とすることができます。

ご加入例

■加入年齢　　45歳(男性)
■月払掛金　　1万円
(1口1,000円:10口=生保分7口+こくみん共済 coop 分3口)
■半年払掛金　5万円
(1口10,000円:5口=生保分5口)
■払込終了　　65歳
■年金開始　　65歳

退職金等の積立方法

積立完了日(満60歳)以降に退職金を受取る場合、積立完了時に継続加入手続きをし、その後、一時払積立をすることができます。

※P13「積立完了年齢」参照

60歳時に継続を選択し
退職一時金を活用して
一時払例：1,000万円
(60歳時に生保へ1,000万円一時払積増した場合)

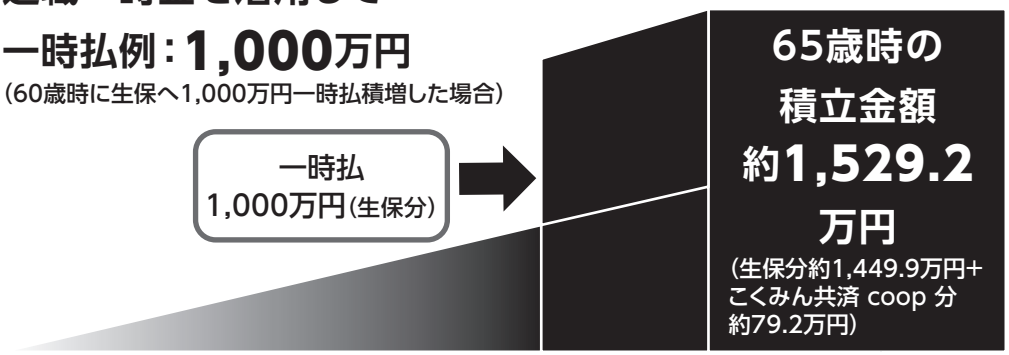

記載の数値は試算です。
給付額は確定していません。

10年確定年金の場合
月額約13.3万円
(生保分約12.7万円+
こくみん共済 coop 分約0.6万円)
総額約1,611.9万円
(生保分約1,529.0万円+
こくみん共済 coop 分約82.9万円)

15年確定年金の場合
月額約9.1万円
(生保分約8.7万円+
こくみん共済 coop 分約0.4万円)
総額約1,661.5万円
(生保分約1,575.9万円+
こくみん共済 coop 分約85.5万円)

安心して加入できる2つの保証制度!!

●元本保証制度(脱退時)
▶掛金等には電機連合、生保、こくみん共済 coop の手数料がかかりますので、短期間での脱退は元本割れします。この元本割れ部分を電機連合が保証いたします。(万一、生保、こくみん共済 coop が破綻した場合を保証するものではありません。)

条件　ア. 月払は13回以上、半年払は3回以上掛金の払込みがあること(一時払積立分：積立日から1年未満は保証しません)
イ. 自動脱退者(口座振替3回続けて不能)でないこと
ウ. 一部引出し(減口)をしていないこと(悠々プラン)

●生命保険契約者保護機構
生保分について、責任準備金等の90%を補償する制度です。
▶仮に5%委託している生保が破綻した場合でも99.5%(=95%+5%×90%)が、補償されます。

※「責任準備金」とは、生命保険会社が将来の保険金･年金･給付金等の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことであり、保険金･年金等とは異なります。
詳細は18ページ記載の『注意喚起情報【特に重要なお知らせ】の5. 信用リスク･生命保険契約者保護機構』をご参照ください。

超低金利のローン制度を利用できます　2024年11月現在の金利⇒年1.65%

●**利用の目的：**使途は自由（事業資金は除きます。）
●**金額の限度：**生保分積立金(ねんきん共済と悠々プランの合計)の90%以内で最高300万円
●ねんきん共済は規程上、積立金の一部引出しはできません。
加入者サービスとしての新共済ローン制度をご利用ください。(退職された方はご利用できません。)
●ご利用時には中央労働金庫の審査があります。

※詳細は組合へお問い合せください。

ねんきん共済

ゆとりあるセカンドライフを送るための積立年金制度です。
生活資金づくりにもご活用ください。

意向確認【ご加入前のご確認】
拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

ご加入例

■加入年齢　　23歳（男性）
■払込完了年齢 60歳
■月払掛金　　1万円（1口1,000円：10口=生保分7口+こくみん共済 coop 分3口）
■半年払掛金　5万円（1口10,000円：5口=生保分）

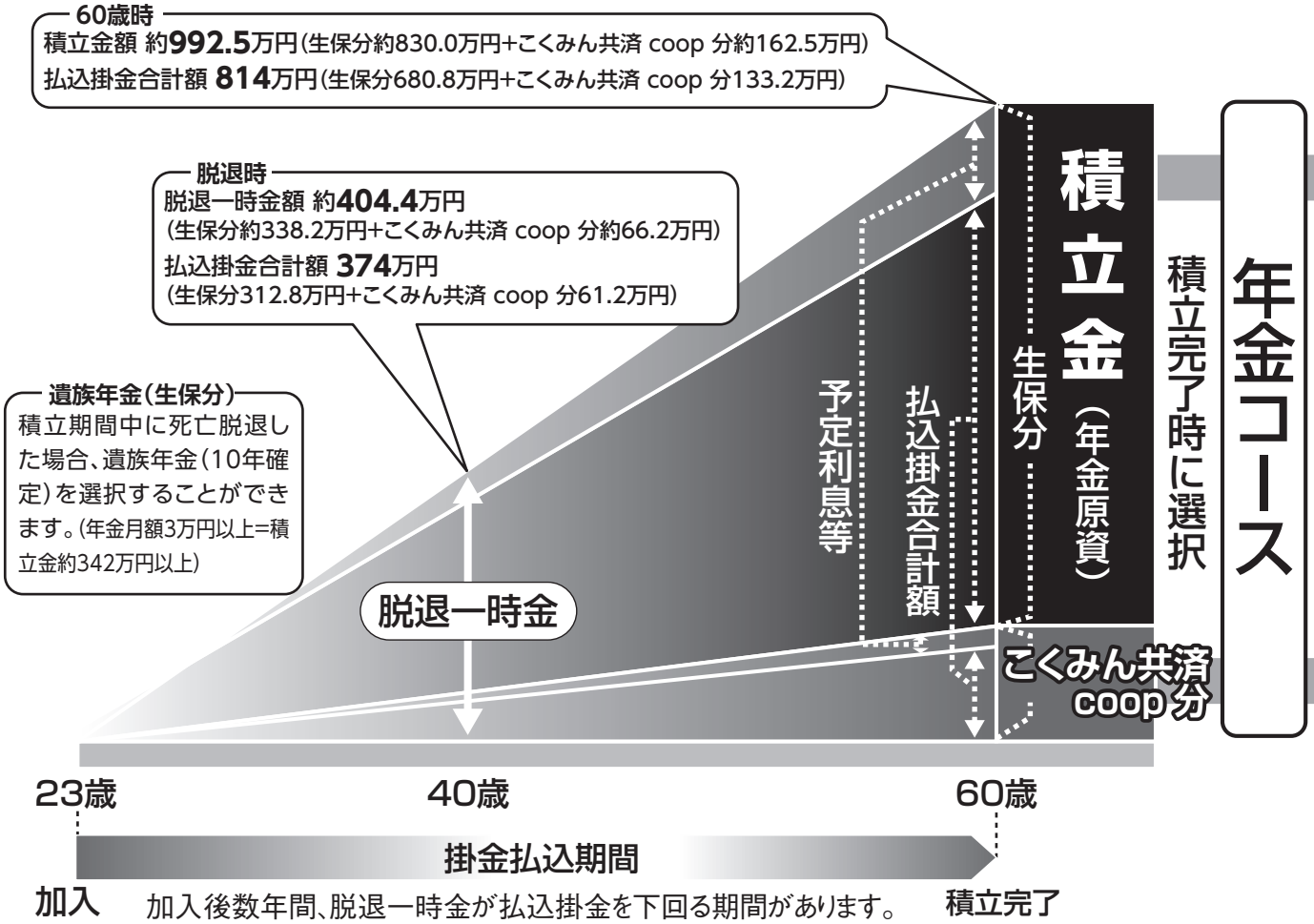

積立完了時には、年金に代えて一時金を受け取ることもできます。

※ねんきん共済および悠々プランは、生保の拠出型企業年金保険とこくみん共済 coop の新団体年金共済を組合わせた制度です。
ご加入の際には、それぞれの特長をよくご理解のうえ、お手続きください。

※年金受取時には、生活設計に合わせ月払（生保分）、月払（こくみん共済 coop 分）、半年払（生保分）それぞれ異なる年金種類を組合わせ、選択することができます。（年金に代えて一時金受取りとの組合わせもできます。）

生　保　分

2024年9月1日現在の年金受給者
53,667人
積立金額（年金原資額）約830.0万円

満60歳以上の方は生保分について、6つのコースからお選びください

5年2倍受取型10年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が当初5年2倍、後半5年1倍が支払われます。

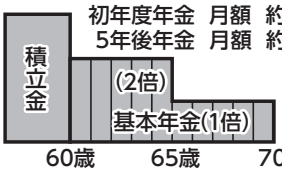

10年間
受取累計額
約865.8万円

10年・15年・20年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間・15年間・20年間支払われます。

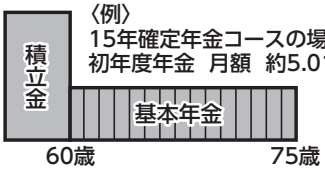

15年間
受取累計額
約901.8万円

15年保証期間付終身年金コース

加入者の生存中、終身にわたり「年金」が支払われます。15年の保証期間中に死亡の場合は残余保証期間、遺族に「年金」が支払われます。

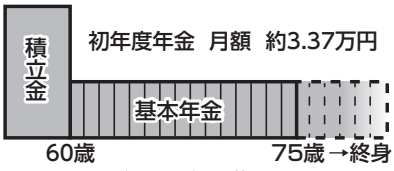

15年間（保証期間）
受取累計額
約606.6万円

15年保証夫婦連生終身年金コース

加入者または配偶者の生存中、終身にわたり「年金」が支払われます。15年の保証期間後に加入者が死亡の場合は、配偶者に加入者の6割の年金が支払われます。

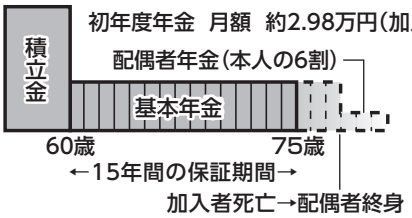

15年間（保証期間）
受取累計額
約536.4万円

10年以上加入の方かつ満55歳以上満59歳以下で脱退の方は終身年金コースの受け取りができます。

こくみん共済 coop 分

2024年9月1日現在の年金受給者
25,886人
積立金額（年金原資額）約162.5万円

満60歳以上の方はこくみん共済 coop 分について、3つのコースからお選びください

10年・15年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間・15年間支払われます。

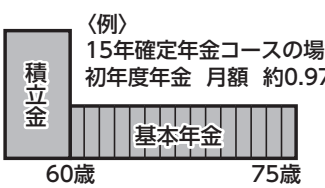

15年間
受取累計額
約175.2万円

15年保証期間付終身年金コース

※こくみん共済 coop 分終身年金コースの保証期間は満75歳までです。
→55歳～60歳で年金を開始する場合は15年、61歳～65歳で開始する場合は75歳までとなります。

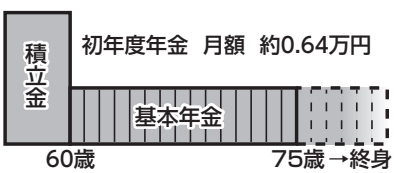

15年間（保証期間）
受取累計額
約115.4万円

10年以上加入の方かつ満55歳以上満59歳以下で脱退の方は終身年金コースの受け取りができます。

ねんきん共済　給付額試算表

❶月払10口（1万円）加入の場合
（生保7,000円、こくみん共済 coop 3,000円）

加入年数	払込掛金合計	積立金（生保+こくみん共済 coop）（脱退一時金）	生保 0.7万円	こくみん共済 coop 0.3万円
年	円	円	円	円
1	120,000	約　118,080	約　82,600	約　35,480
2	240,000	237,560	166,180	71,380
3	360,000	358,360	250,670	107,690
4	480,000	480,550	336,140	144,410
5	600,000	604,220	422,660	181,560
6	720,000	729,230	510,090	219,140
7	840,000	855,710	598,570	257,140
8	960,000	983,620	688,030	295,590
9	1,080,000	1,113,010	778,540	334,470
10	1,200,000	1,243,910	870,100	373,810
11	1,320,000	1,376,300	962,710	413,590
12	1,440,000	1,510,210	1,056,370	453,840
13	1,560,000	1,645,620	1,151,080	494,540
14	1,680,000	1,782,630	1,246,910	535,720
15	1,800,000	1,921,230	1,343,860	577,370
16	1,920,000	2,061,350	1,441,860	619,490
17	2,040,000	2,203,160	1,541,050	662,110
18	2,160,000	2,346,570	1,641,360	705,210
19	2,280,000	2,491,590	1,742,790	748,800
20	2,400,000	2,638,310	1,845,410	792,900
21	2,520,000	2,786,730	1,949,220	837,510
22	2,640,000	2,936,850	2,054,220	882,630
23	2,760,000	3,088,680	2,160,410	928,270
24	2,880,000	3,242,290	2,267,860	974,430
25	3,000,000	3,397,620	2,376,500	1,021,120
26	3,120,000	3,554,750	2,486,400	1,068,350
27	3,240,000	3,713,680	2,597,560	1,116,120
28	3,360,000	3,874,500	2,710,050	1,164,450
29	3,480,000	4,037,130	2,823,800	1,213,330
30	3,600,000	4,201,650	2,938,880	1,262,770
31	3,720,000	4,368,070	3,055,290	1,312,780
32	3,840,000	4,536,390	3,173,030	1,363,360
33	3,960,000	4,706,700	3,292,170	1,414,530
34	4,080,000	4,878,990	3,412,710	1,466,280
35	4,200,000	5,053,280	3,534,650	1,518,630
36	4,320,000	5,229,570	3,657,990	1,571,580
37	4,440,000	5,407,940	3,782,800	1,625,140
38	4,560,000	5,588,330	3,909,010	1,679,320
39	4,680,000	5,770,880	4,036,760	1,734,120
40	4,800,000	5,955,530	4,165,980	1,789,550

〈積立期間中の給付額について〉

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）、こくみん共済 coop の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

（1）生保分の年間保険料140億円（月払92億円、半年払48億円）を常に維持していること。

（2）加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。

（3）給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）、こくみん共済 coop の予定利率年1.25％（2024年8月31日現在）に基づき計算しています。

なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

生保、こくみん共済 coop ともに予定利率年1.25％で計算したもので、今後変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

❷半年払5口（5万円）に加入の場合（生保5万円）

加入年数	払込掛金合計	生保積立金（脱退一時金）
年	円	円
1	100,000	約　98,500
2	200,000	198,500
3	300,000	299,500
4	400,000	401,500
5	500,000	504,500
6	600,000	609,000
7	700,000	715,000
8	800,000	822,000
9	900,000	930,000
10	1,000,000	1,039,500
11	1,100,000	1,150,000
12	1,200,000	1,262,000
13	1,300,000	1,375,000
14	1,400,000	1,489,500
15	1,500,000	1,605,000
16	1,600,000	1,722,500
17	1,700,000	1,841,000
18	1,800,000	1,960,500
19	1,900,000	2,082,000
20	2,000,000	2,204,500
21	2,100,000	2,328,500
22	2,200,000	2,454,000
23	2,300,000	2,580,500
24	2,400,000	2,709,000
25	2,500,000	2,838,500
26	2,600,000	2,970,000
27	2,700,000	3,103,000
28	2,800,000	3,237,000
29	2,900,000	3,373,000
30	3,000,000	3,510,500
31	3,100,000	3,649,500
32	3,200,000	3,790,000
33	3,300,000	3,932,000
34	3,400,000	4,076,000
35	3,500,000	4,221,500
36	3,600,000	4,368,500
37	3,700,000	4,517,500
38	3,800,000	4,668,000
39	3,900,000	4,820,500
40	4,000,000	4,974,500

電機連合運営事務費、生保・こくみん共済 coop の手数料等により短期間の脱退一時金は払込掛金を下回る試算です。

❸一時払10口（100万円）に加入の場合（月払に付随する一時払）

ただし、月払、半年払に加入していることが前提です。

加入年数	生保積立金（脱退一時金）	こくみん共済 coop 積立金（脱退一時金）
年	円	円
1	約　998,400	約　1,001,380
2	1,009,900	1,012,900
3	1,021,400	1,024,540
4	1,033,100	1,036,330
5	1,045,000	1,048,240
6	1,057,000	1,060,300
7	1,069,100	1,072,490
8	1,081,300	1,084,830
9	1,093,700	1,097,300
10	1,106,300	1,109,920
11	1,119,000	1,122,690
12	1,131,800	1,135,600
13	1,144,800	1,148,660
14	1,157,900	1,161,870
15	1,171,200	1,175,230
16	1,184,700	1,188,740
17	1,198,300	1,202,410
18	1,212,000	1,216,240
19	1,225,900	1,230,230
20	1,240,000	1,244,380
21	1,254,200	1,258,690
22	1,268,600	1,273,160
23	1,283,200	1,287,800
24	1,297,900	1,302,610
25	1,312,800	1,317,590
26	1,327,900	1,332,740
27	1,343,200	1,348,070
28	1,358,600	1,363,570
29	1,374,200	1,379,250
30	1,390,000	1,395,120
31	1,406,000	1,411,160
32	1,422,200	1,427,390
33	1,438,500	1,443,800
34	1,455,100	1,460,410
35	1,471,900	1,477,200
36	1,488,800	1,494,190
37	1,506,000	1,511,370
38	1,523,300	1,528,750
39	1,540,900	1,546,330
40	1,558,700	1,564,120

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

〈年金開始後の給付額について（生保分）〉

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが、決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付額は、配当金を加算していません。

〈年金開始後の給付額について（こくみん共済 coop 分）〉

パンフレットに記載された受取年金額は、2024年8月時点の予定利率（年1.25%）で試算したものです。

なお、予定利率は将来変動することがありますので、将来のお支払額を保証するものではありません。年金開始後は、予定事業費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

悠々プラン

積立期間中に一部引出し（減口）をすることができます。
生保分積立金のみ、こくみん共済 coop 分はできません。

意向確認【ご加入前のご確認】

拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

ご加入例

■加入年齢　　23歳（男性）
■払込完了年齢 60歳
■月払掛金　　1万円（1口1,000円：10口=生保分7口+こくみん共済 coop 分3口）
■半年払掛金　5万円（1口10,000円：5口=生保分）

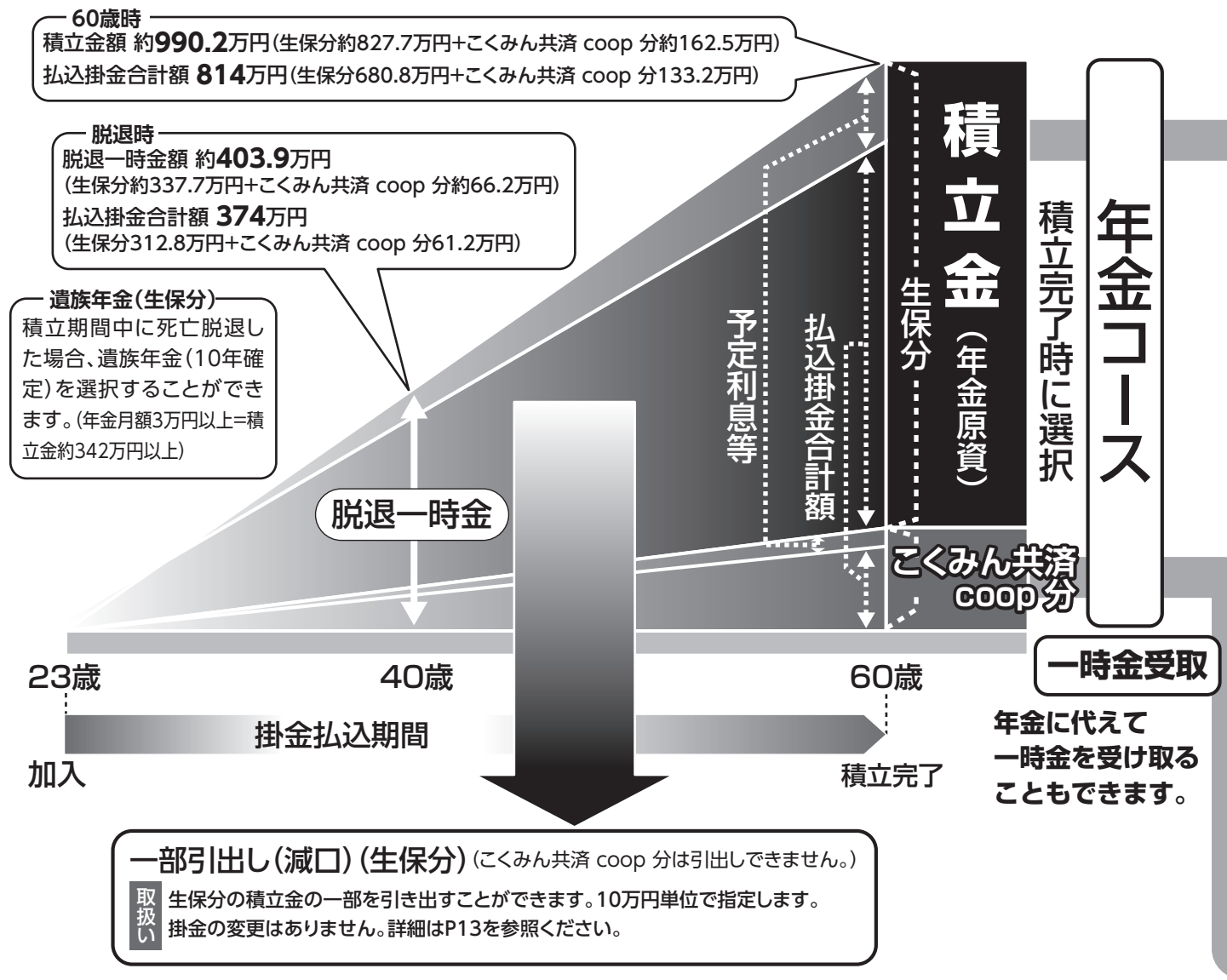

一部引出し（減口）（生保分）（こくみん共済 coop 分は引出しできません。）

取扱い　生保分の積立金の一部を引き出すことができます。10万円単位で指定します。
掛金の変更はありません。詳細はP13を参照ください。

※ねんきん共済および悠々プランは、生保の拠出型企業年金保険とこくみん共済 coop の新団体年金共済を組合わせた制度です。
ご加入の際には、それぞれの特長をよくご理解のうえ、お手続きください。

※年金受取時には、生活設計に合わせ月払（生保分）、月払（こくみん共済 coop 分）、半年払（生保分）それぞれ異なる年金種類を組合わせ、選択することができます。（年金に代えて一時金受取りとの組合わせもできます。）

・加入2年以上かつ満55歳以上満60歳未満の方も年金選択ができます。
・年金月額が1万円未満の場合、一時金受取となります。

老後の生活資金

生保分

積立金額(年金原資額) 約827.7万円

満60歳以上の方は生保分について、7つのコースからお選びください

5年確定年金コース

厚生年金受取開始までの60歳～65歳の谷間を“つなぐ”ことができます。

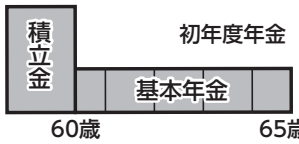

5年間
受取累計額
約846.0万円

5年2倍受取型10年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が当初5年2倍、後半5年1倍が支払われます。

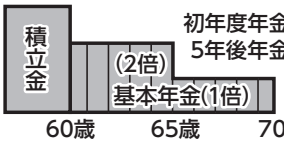

10年間
受取累計額
約862.8万円

10年・15年・20年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間・15年間・20年間支払われます。

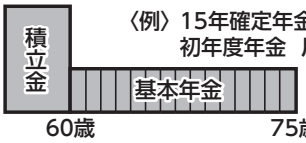

15年間
受取累計額
約898.2万円

15年保証期間付終身年金コース

加入者の生存中、終身にわたり「年金」が支払われます。15年の保証期間中に死亡の場合は残余保証期間、遺族に「年金」が支払われます。

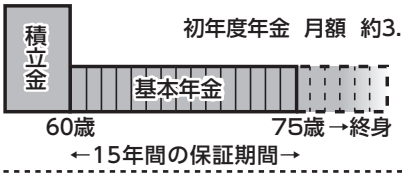

15年間(保証期間)
受取累計額
約604.8万円

15年保証夫婦連生終身年金コース

加入者または配偶者の生存中、終身にわたり「年金」が支払われます。15年の保証期間後に加入者が死亡の場合は、配偶者に加入者の6割の年金が支払われます。

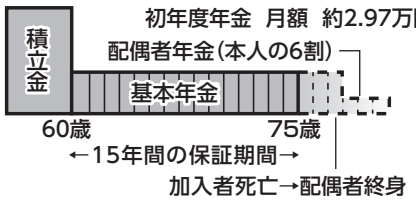

15年間(保証期間)
受取累計額
約534.6万円

終身保険コース(生保分)

悠々プランの積立金を活用して、「一時払退職後終身保険」に加入できる制度です。(要告知)※注1

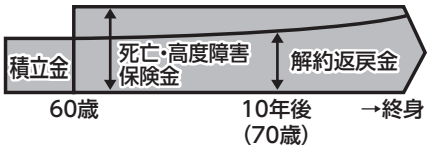

※注1　一時払退職後終身保険は、一時払保険料に対して死亡・高度障害保険金が設定される保険で、払込完了時に案内しています。
2020年1月より、死亡保険金・高度障害保険金が一時払保険料を下回る制度になるため、引受会社の明治安田生命保険相互会社は取り扱いを休止することになりました。
取り扱いが再開された場合、払込完了者への案内を再開いたします。

こくみん共済 coop 分

積立金額(年金原資額) 約162.5万円

満60歳以上の方はこくみん共済 coop 分について、4つのコースからお選びください

5年確定年金コース

厚生年金受取開始までの60歳～65歳の谷間を“つなぐ”ことができます。

5年間
受取累計額
約166.2万円

10年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間支払われます。

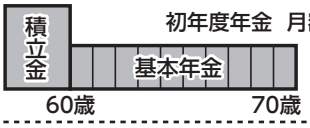

10年間
受取累計額
約171.3万円

15年確定年金コース

15年保証期間付終身年金コース

※こくみん共済 coop 分終身年金コースの保証期間は満75歳までです。→55歳～60歳で年金を開始する場合は15年、61歳～65歳で開始する場合は75歳までとなります。

P.9の加入例では、初年度年金月額が1万円未満となりますので、年金で受け取ることはできません。(脱退一時金としてお支払いいたします。)

悠々プラン　給付額試算表

❶月払10口（1万円）加入の場合
（生保7,000円、こくみん共済 coop 3,000円）

加入年数	払込掛金合計	積立金（生保+こくみん共済 coop）（脱退一時金）	生保 0.7万円	こくみん共済 coop 0.3万円
年	円	円	円	円
1	120,000	約　118,080	約　82,600	約　35,480
2	240,000	237,490	166,110	71,380
3	360,000	358,290	250,600	107,690
4	480,000	480,480	336,070	144,410
5	600,000	604,010	422,450	181,560
6	720,000	728,950	509,810	219,140
7	840,000	855,360	598,220	257,140
8	960,000	983,130	687,540	295,590
9	1,080,000	1,112,380	777,910	334,470
10	1,200,000	1,243,140	869,330	373,810
11	1,320,000	1,375,320	961,730	413,590
12	1,440,000	1,509,090	1,055,250	453,840
13	1,560,000	1,644,290	1,149,750	494,540
14	1,680,000	1,781,090	1,245,370	535,720
15	1,800,000	1,919,410	1,342,040	577,370
16	1,920,000	2,059,390	1,439,900	619,490
17	2,040,000	2,200,850	1,538,740	662,110
18	2,160,000	2,343,980	1,638,770	705,210
19	2,280,000	2,488,790	1,739,990	748,800
20	2,400,000	2,635,160	1,842,260	792,900
21	2,520,000	2,783,230	1,945,720	837,510
22	2,640,000	2,933,070	2,050,440	882,630
23	2,760,000	3,084,550	2,156,280	928,270
24	2,880,000	3,237,740	2,263,310	974,430
25	3,000,000	3,392,720	2,371,600	1,021,120
26	3,120,000	3,549,430	2,481,080	1,068,350
27	3,240,000	3,708,010	2,591,890	1,116,120
28	3,360,000	3,868,340	2,703,890	1,164,450
29	3,480,000	4,030,550	2,817,220	1,213,330
30	3,600,000	4,194,650	2,931,880	1,262,770
31	3,720,000	4,360,580	3,047,800	1,312,780
32	3,840,000	4,528,410	3,165,050	1,363,360
33	3,960,000	4,698,230	3,283,700	1,414,530
34	4,080,000	4,869,890	3,403,610	1,466,280
35	4,200,000	5,043,620	3,524,990	1,518,630
36	4,320,000	5,219,280	3,647,700	1,571,580
37	4,440,000	5,397,020	3,771,880	1,625,140
38	4,560,000	5,576,780	3,897,460	1,679,320
39	4,680,000	5,758,560	4,024,440	1,734,120
40	4,800,000	5,942,440	4,152,890	1,789,550

〈積立期間中の給付額について〉

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）、こくみん共済 coop の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

（1）生保分の年間保険料20.7億円（月払13.6億円、半年払7.1億円）を常に維持していること。

（2）加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。

（3）給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）、こくみん共済 coop の予定利率年1.25％（2024年8月31日現在）に基づき計算しています。

なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

生保、こくみん共済 coop ともに予定利率年1.25％で計算したもので、今後変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

❷半年払5口（5万円）に加入の場合（生保5万円）

加入年数	払込掛金合計	生保積立金（脱退一時金）
年	円	円
1	100,000	約　98,500
2	200,000	198,500
3	300,000	299,500
4	400,000	402,000
5	500,000	505,000
6	600,000	609,500
7	700,000	715,000
8	800,000	822,000
9	900,000	930,000
10	1,000,000	1,039,000
11	1,100,000	1,149,500
12	1,200,000	1,261,500
13	1,300,000	1,374,500
14	1,400,000	1,488,500
15	1,500,000	1,604,000
16	1,600,000	1,721,000
17	1,700,000	1,839,000
18	1,800,000	1,958,500
19	1,900,000	2,079,500
20	2,000,000	2,201,500
21	2,100,000	2,325,500
22	2,200,000	2,450,500
23	2,300,000	2,577,000
24	2,400,000	2,704,500
25	2,500,000	2,834,000
26	2,600,000	2,965,000
27	2,700,000	3,097,000
28	2,800,000	3,231,000
29	2,900,000	3,366,000
30	3,000,000	3,503,000
31	3,100,000	3,641,500
32	3,200,000	3,781,500
33	3,300,000	3,923,000
34	3,400,000	4,066,000
35	3,500,000	4,211,000
36	3,600,000	4,357,500
37	3,700,000	4,505,500
38	3,800,000	4,655,000
39	3,900,000	4,806,500
40	4,000,000	4,960,000

電機連合運営事務費、生保・こくみん共済 coop の手数料等により短期間の脱退一時金は払込掛金を下回る試算です。

❸一時払10口（100万円）に加入の場合（月払に付随する一時払）

ただし、月払、半年払に加入していることが前提です。

加入年数	生保積立金（脱退一時金）	こくみん共済 coop 積立金（脱退一時金）
年	円	円
1	約　998,000	約　1,001,380
2	1,009,200	1,012,900
3	1,020,500	1,024,540
4	1,032,000	1,036,330
5	1,043,600	1,048,240
6	1,055,300	1,060,300
7	1,067,200	1,072,490
8	1,079,200	1,084,830
9	1,091,400	1,097,300
10	1,103,700	1,109,920
11	1,116,100	1,122,690
12	1,128,700	1,135,600
13	1,141,500	1,148,660
14	1,154,400	1,161,870
15	1,167,400	1,175,230
16	1,180,600	1,188,740
17	1,193,900	1,202,410
18	1,207,400	1,216,240
19	1,221,100	1,230,230
20	1,234,900	1,244,380
21	1,248,900	1,258,690
22	1,263,000	1,273,160
23	1,277,300	1,287,800
24	1,291,800	1,302,610
25	1,306,400	1,317,590
26	1,321,300	1,332,740
27	1,336,200	1,348,070
28	1,351,400	1,363,570
29	1,366,700	1,379,250
30	1,382,300	1,395,120
31	1,398,000	1,411,160
32	1,413,900	1,427,390
33	1,429,900	1,443,800
34	1,446,200	1,460,410
35	1,462,600	1,477,200
36	1,479,300	1,494,190
37	1,496,100	1,511,370
38	1,513,200	1,528,750
39	1,530,400	1,546,330
40	1,547,800	1,564,120

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

〈年金開始後の給付額について（生保分）〉

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1％を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが、決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付額は、配当金を加算していません。

〈年金開始後の給付額について（こくみん共済 coop 分）〉

パンフレットに記載された受取年金額は、2024年8月時点の予定利率（年1.25％）で試算したものです。

なお、予定利率は将来変動することがありますので、将来のお支払額を保証するものではありません。年金開始後は、予定事業費として、年金支払時に年金額の1％を積立金から控除します（記載金額は控除後です）。

制度の内容

加入資格

●電機連合加盟組合の組合員で、申込日現在健康で正常に就業し、かつ加入日（月払：6月1日、9月1日、1月1日、半年払：9月1日、3月1日）現在、満15歳以上満58歳未満の方

（注）※個人年金保険料控除対象となる方は、ねんきん共済に満50歳未満で加入された方です。（満50歳以上で加入、または悠々プランに加入された方は一般の生命保険料控除の対象です。）

※ねんきん共済と悠々プランの一方または両方への加入ができます。ただし、コース間の積立金の移行はできません。

積立完了年齢

●満60歳到達日とします。

●積立完了時に本人の申出により最長満65歳まで継続加入することができます。

●積立完了月の3か月前の月始に積立金、年金額、手続き方法等を記載した「積立完了のご案内」を送付いたします。

払方

●ねんきん共済、悠々プランともに月払と半年払があります。月払、半年払はそれぞれ独立した別契約として取り扱います。

（月払は生保とこくみん共済　coop、半年払は生保のみで制度運営しています。）

掛金

●掛金は、月払の場合毎月12日、半年払の場合8月12日と2月12日（いずれも休祝日の場合は翌営業日）に収納代行会社により、加入者預金口座から自動引落としされます。

●加入口数

月払1口1,000円。最低5口最高100口（うち、3口はこくみん共済 coop 分）

半年払1口10,000円。最低3口最高50口（生保のみ）

月払・半年払の両方に加入することもできます。

月払は3口がこくみん共済 coop 分、それ以外の口数は生保分です。

●月払、半年払の加入者は別途一時払の申込みができます。

月払は生保分、こくみん共済 coop それぞれに申込みができます。

生保分一時払1口10万円。最低1口最高200口（2,000万円）

こくみん共済 coop 分一時払1口10万円。最低1口最高20口（200万円）

こくみん共済 coop の一時払等の注意事項

① 新規加入（初回引落）時は、取り扱いません。年4回の「一時払加入時期」をご利用ください。

② 一時払の申込みは、「こくみん共済 coop 用一時払申込書」に記入・提出ください。

③ 引落月の翌月の中旬に、こくみん共済 coop から「一時払加入者票」を送付します。

④ 一時払の「累計払込掛金」は「ねんきん共済」「悠々プラン」の合計で、1,500万円が限度です。

⑤ こくみん共済 coop には、年金年額120万円の限度があり、この年金年額120万円はこくみん共済 coop の個人年金共済とも合算されますので、ご留意願います。

⑥ 一時払の加入限度は一時払積立日ごとに「ねんきん共済」「悠々プラン」合計で20口（200万円）です。

運営事務費等

●掛金には運営事務費、生保・こくみん共済 coop 手数料等が含まれています。

〈電機連合運営事務費〉

月　払　掛金の0.9%
半年払　掛金の0.3%
一時払　掛金の　0%

※共済制度の運営（口座引落手数料、教宣資料作成等）にかかる費用です。

〈生保・こくみん共済 coop 付加保険料等〉

〔生　　保〕 電機連合運営事務費控除後の保険料の約1.3%（一時払も同じ）
積立金年間平均残高の約0.1%～約0.15%
遺族一時金保険料は、月払掛金の約0.05%～約0.08%、半年払掛金の約0.36%～約0.54%（剰余金があれば積立金に加算）

〔こくみん共済 coop〕 掛金の約1.15%（一時払は掛金の約1.0%）
積立金年間平均残高の約0.1%

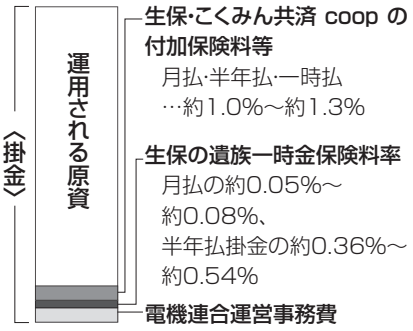

※生保については契約ごとの規模（加入者数、年金資産、年間保険料）により付加保険料率が異なります。

早期に脱退するとその脱退一時金は払込掛金合計額を下回ることがありますのでご注意ください。

※記載の数値は2024年8月31日現在の数値であり、今後変更される場合があります。

●給付額試算表（P7、8、11、12）は、運営事務費等や予定利率を基に作成されています。

保険料控除対象

●ねんきん共済は満50歳未満で加入の場合、個人年金保険料控除の対象です。満50歳以上で加入の場合は一般の生命保険料控除の対象です。

●悠々プランは一般の生命保険料控除の対象です。

新規加入・口数変更等

●新規加入・口数変更日は、月払年3回（6/1,9/1,1/1）、半年払年2回（9/1,3/1）です。

※悠々プラン 積立金の一部引出し（減口）

●悠々プラン（生保分）は積立を継続しながら積立金の一部を引出すことが可能です。（月1回可能、こくみん共済　coop　分は引出し不可）受取希望金額は10万円単位ですが、実際の受取額は若干異なります。（請求書の締切は毎月15日で、当月末までにお支払いします。）

●加入者は右記記載事由がある場合には、お申出により一部引出し（減口）をすることができます。

事由
①災害　②疾病・障害（親族の疾病・障害・死亡を含む） ③住宅の取得　④教育（親族の教育を含む） ⑤結婚（親族の結婚を含む）　⑥債務の弁済

●掛金の引落しができないと一部引出し（減口）ができない場合があります。

※ねんきん共済は積立金の一部を引出すことはできません。

<table>
<tr><td>掛金未納（預金残高不足等）による脱退</td><td colspan="2">●3回続けて振替不能となった加入者については、自動脱退の取扱いとなり、掛金口座振替は自動的に停止されますのでご注意願います。</td><td>※積立完了となった加入者については、積立完了月以降の掛金口座振替は自動的に停止されます。
※自動脱退、積立完了となった場合は、「脱退·積立完了給付金請求書」を提出し、脱退一時金等の請求手続きをお願いします。</td></tr>
<tr><td>組合員でなくなった時</td><td colspan="2">●組合員でなくなった時（退職·死亡等）は、原則として脱退の手続きをしていただきます。
ただし、次の場合に限り所属の労働組合が認めれば継続することができます。</td><td>①退職した場合
②管理職になるなどで組合員でなくなった場合</td></tr>
<tr><td>積立金明細書等</td><td colspan="2">●加入者には「加入者票」が加入月、変更月の下旬に自宅あてに送付されます。（新規加入、口数変更、一時払申込時）
●加入者には年1回（10月下旬）、「生命保険料控除証明書」を自宅あてに送付します。</td><td>●加入者には年1回（12月下旬）、「積立金明細書」を自宅あてに送付します。</td></tr>
<tr><td>配当金</td><td>生保分</td><td colspan="2">●毎年の決算により配当金が生じた場合、積立期間中は積立金に繰入れられます。
●年金受給権取得後は年金額の積み増しに充当されます。</td></tr>
<tr><td>割り戻し金</td><td>こくみん共済coop分</td><td colspan="2">●「P19ー7」に記載のとおり、積立期間中と年金開始後では異なります。</td></tr>
<tr><td>給付</td><td colspan="3">
〈脱退一時金〉
• 積立期間中に脱退した時は、脱退一時金を加入者にお支払いします。
• 月払·半年払それぞれ脱退することはできますが、一時払のみ脱退することはできません。

〈遺族一時金〉
積立期間中に死亡したときは脱退一時金に掛金相当額（月払=1ヵ月分、半年払=半年分）を加算した額を遺族一時金としてお支払いします。なお、一定の条件で遺族10年確定年金でも受取れる場合があります（生保のみ）。遺族とは電機連合ねんきん共済規程第20条に定める遺族の範囲および支給順位によります。→電機連合福祉共済センターホームページ（https://kyosai.jeiu.or.jp/）内のねんきん共済悠々プランQ&A内のQ19を参照

〈一時金支払期日〉
給付金請求書類の締切は月1回15日で、お支払日は翌月10日です。（10日が休日の場合は翌営業日）

〈年金〉
「ねんきん共済」にご加入の方
積立完了年齢（満60歳）に達した時、または加入10年以上かつ満55歳以上で脱退された時に加入者に年金をお支払いします。
ただし、満60歳未満で脱退された場合、保証期間付終身年金のみの選択となります。
（注）加入時年齢満50歳以上の方は、こくみん共済 coop 分について、初年度年金月額1万円未満の場合、一時金でのお支払いとなります。
「悠々プラン」にご加入の方
積立完了年齢（満60歳）に達した時、または加入2年以上かつ満55歳以上で脱退された時に加入者に年金をお支払いします。
（注）年金種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能ですが、生保分、こくみん共済 coop 分それぞれについて、初年度年金月額が1万円未満の場合、一時金でのお支払いとなります。

〈年金受取人（掛金負担者）〉
加入者ご本人となります。

〈年金種類〉…P.5、6、9、10ご参照
ねんきん共済…6種類（こくみん共済 coop は3種類）の年金種類から1種類選択できます。
悠々プラン……7種類（こくみん共済 coop は4種類）の年金種類から1種類選択できます。

〈年金支払期日〉
生保は金額にかかわらず年4回（3、6、9、12月）3ヵ月分ずつ。
こくみん共済 coop は年金月額1万円以上は年4回3ヵ月分ずつ、年金月額1万円未満は年1回（12ヵ月分）

〈繰延制度のご注意事項〉（悠々プランは非対象）
繰延とは、掛金の払込みを止め、支払を延期することをいいます。
• 加入10年以上かつ満55歳以上の加入者
• 繰延期間中、掛金の払込再開はお取り扱いしません。
なお、繰延期間中での年金給付は可能です。

〈年金受給権取得時満60、65歳到達時の一時払による年金買増し〉
生保は2,000万円まで可能。ただし、確定年金選択の場合、年金受給権取得時の積立金の範囲内となります。
（終身年金を選択する場合はこの限りではありません。2,000万円まで可能です。）
※半年払は3月、9月の誕生月の方のみ受給権取得時に一時払可能です。
他の誕生月の方は積立を延長されて、直後の3月、9月に一時払の申込みをする方法があります。
こくみん共済 coop は年金種類に関係なく累計積立限度額（1,500万円）の範囲内であれば可能です。

〈年金受給中の一時金受取り〉
「確定年金」の場合は受給期間満了までの残余期間の年金を精算し、その年金現価を一括して受け取ることができます。「保証期間付終身年金（夫婦連生終身年金含む）」の場合は保証期間内の残余期間の年金現価のみ精算して一括受取りできます。保証期間経過後に加入者が生存の場合、および夫婦連生終身年金については、保証期間経過後に加入者または配偶者が生存の場合は、再び年金受取りが開始されます。保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

〈年金受給中の死亡〉
ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。遺族とは上記〈遺族一時金〉欄をご参照ください。

〈給付金の課税〉
一時金…一時所得の課税対象
年　金…雑所得の課税対象
（詳細はP16ご参照）
</td></tr>
</table>

〈ねんきん共済〉年金月額約10万円を受け取るために

必要な積立金

数値は60歳年金受取開始時の概算です。

	5年2倍型(注1) 10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付 終身年金	15年保証夫婦(注2) 連生終身年金
	約862万円	約1,137万円	約1,656万円	約2,143万円	男性約2,456万円 女性約2,778万円	男性約2,781万円 女性約2,910万円
年金受取総額	約900万円	約1,200万円	約1,800万円	約2,400万円	保証期間約1,800万円 ～終身	保証期間約1,800万円 ～終身(注3)

(注1) 5年2倍型10年確定年金は、前半10万円、後半5万円です。 (注2) 15年保証夫婦連生終身年金は、配偶者同年齢の場合です。
(注3) 保証期間経過後に本人が亡くなった場合、生存している配偶者が6割を終身受け取ります。

加入例 月払で年金月額約5万円、半年払で年金月額約5万円、あわせて年金月額約10万円となる加入例

【月払】 10年確定年金の場合

加入年齢	口数・掛金 ( )内上段生保分 ( )内下段こくみん共済 coop 分	掛金累計 ( )内上段生保分 ( )内下段こくみん共済 coop 分	60歳時積立金 ( )内上段生保分 ( )内下段こくみん共済 coop 分	年金月額(10年確定年金の場合) ( )内上段生保分 ( )内下段こくみん共済 coop 分
20歳	10口 10,000円 (7,000円) (3,000円)	480万円 (336万円) (144万円)	約594万円 (約416万円) (約178万円)	約5.1万円 (約3.6万円) (約1.5万円)
25歳	12口 12,000円 (9,000円) (3,000円)	504万円 (378万円) (126万円)	約605万円 (約454万円) (約151万円)	約5.2万円 (約3.9万円) (約1.3万円)
30歳	14口 14,000円 (11,000円) (3,000円)	504万円 (396万円) (108万円)	約587万円 (約461万円) (約126万円)	約5.1万円 (約4.0万円) (約1.1万円)
35歳	18口 18,000円 (15,000円) (3,000円)	540万円 (450万円) (90万円)	約611万円 (約509万円) (約102万円)	約5.2万円 (約4.4万円) (約0.8万円)
40歳	22口 22,000円 (19,000円) (3,000円)	528万円 (456万円) (72万円)	約579万円 (約500万円) (約79万円)	約5.0万円 (約4.4万円) (約0.6万円)
45歳	31口 31,000円 (28,000円) (3,000円)	558万円 (504万円) (54万円)	約594万円 (約537万円) (約57万円)	約5.2万円 (約4.7万円) (約0.5万円)
50歳	50口 50,000円 (47,000円) (3,000円)	600万円 (564万円) (36万円)	約621万円 (約584万円) (約37万円)	約5.1万円 (約5.1万円) (一時金受取)※
55歳	98口 98,000円 (95,000円) (3,000円)	588万円 (570万円) (18万円)	約591万円 (約573万円) (約18万円)	約5.0万円 (約5.0万円) (一時金受取)※

<留意事項>

※上記加入例の加入年齢50歳と55歳では、こくみん共済 coop 分の年金月額が1万円未満となり一時金受取となるため、生保分で年金月額約5万円となります。

【半年払】 10年確定年金の場合

加入年齢	掛金	掛金累計	60歳時積立金	年金月額
20歳	6口 60,000円	480万円	約596万円	約5.2万円
25歳	7口 70,000円	490万円	約591万円	約5.1万円
30歳	9口 90,000円	540万円	約631万円	約5.5万円
35歳	11口 110,000円	550万円	約624万円	約5.4万円
40歳	13口 130,000円	520万円	約573万円	約5.0万円
45歳	18口 180,000円	540万円	約577万円	約5.0万円
50歳	28口 280,000円	560万円	約582万円	約5.1万円
55歳	50口 500,000円	500万円	約504万円	約4.4万円※

※半年払の最高掛金の場合の試算

記載の数値は試算であり将来の給付額は確定していません。
上段の必要な積立金の表の数値は生保の数値を記載していますが、こくみん共済 coop もほぼ同様の数値となります。
当ページの試算数値は7ページ、8ページをご参照ください。

〈保険料〉は生命保険料控除の対象となります（他に生命保険料控除を受けて上限に達していないとき）

- **ねんきん共済に満50歳未満で加入された方**
  個人年金保険料控除の対象
- **ねんきん共済に満50歳以上で加入された方、悠々プランに加入された方**
  一般の生命保険料控除の対象

〈受取時の課税について〉 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

〈一時金受取〉 課税対象は「脱退一時金から払込保険料を差引いた額」。50万円まで非課税!!

- **脱退一時金から払込保険料を差引いた額が50万円まで非課税。（他の一時所得がない場合）**
  50万円超の場合は超過額の2分の1が一時所得となり、他所得と合算して確定申告が必要となります。

〈年金受取〉 課税対象は下記になります

- **雑所得として課税対象となります。（加入者本人が毎年受取る場合）**

課税対象額＝（基本年金年額+増加年金年額）－（基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料合計額}}{\text{基本年金受取総額またはその見込額}}$ ）

例：10年確定年金、年金年額120万円（年金受取総額1,200万円）、払込保険料合計額1,000万円の場合

課税対象額＝120万円－（120万円 × $\frac{1{,}000\text{万円}}{1{,}200\text{万円}}$ 注1 ）＝ 約19.2万円

注1：小数第三位以下切上げ

*雑所得金額が年額25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行いますが、確定申告で調整ください。（年額25万円未満でも課税の対象です）

このねんきん共済、悠々プランは、下記保険会社とこくみん共済 coop に共同委託しており、各引受会社は、個別にねんきん共済、悠々プラン上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。（2024年10月1日現在）

ねんきん共済（生保分）、悠々プラン（生保分）は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。
明治安田生命保険相互会社（事務幹事）
〈取扱先〉 広域組織法人部　〒100-0005 東京都千代田丸の内2-1-1　電話 03-6259-0033
太陽生命、日本生命、住友生命、富国生命、第一生命

こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）　〒151-8571　東京都渋谷区代々木2-12-10
〈取扱先〉組織推進部　電話 0120-01-6031

相互会社（生保）においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】
電機連合　福祉共済センター　TEL03-3528-8461　（受付時間 9:00～17:30 除土日・祝日）
（生保分）明治安田生命保険相互会社　広域組織法人部法人営業第一部　TEL03-6259-0033　（受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日）

MY-A-25-企-000491

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考>　公的年金シミュレーター（https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/）
「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。
パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。

契約概要・注意喚起情報 「ねんきん共済（拠出型企業年金保険）、悠々プラン（拠出型企業年金保険）」

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

詳細につきましてはパンフレットの該当箇所を参照ください。

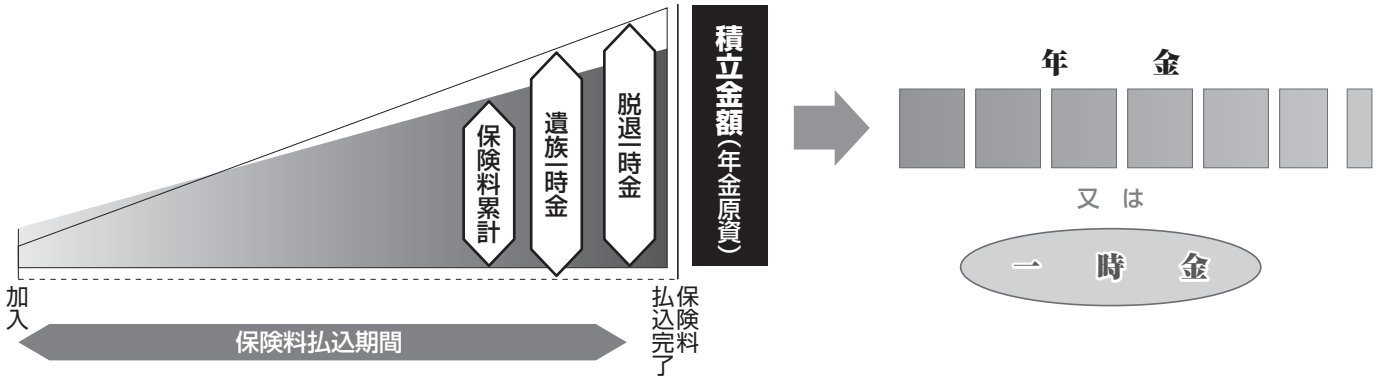

2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、（追加）加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。

退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3. 積立金（受取予想額）

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4. 年金や一時金が主に支払われる場合

○基本年金（もしくは一時金）

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

○脱退一時金（もしくは年金）

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

○遺族年金（もしくは一時金）

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。詳細につきましては、パンフレットの該当箇所をご参照ください。

5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6. 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社　本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1. お申込みの撤回(クーリング･オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング･オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業･団体の社員･職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

○遺族年金･遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金･遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

○契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

○受取人や継続受取人が年金･一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

○保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4. 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5. 信用リスク･生命保険契約者保護機構

○保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退･払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

○引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せください。
(ホームページhttps://www.seihohogo.jp/)

6. ご照会･ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情･相談先(注)	明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 03−6259−0033

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

○この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話･文書(電子メール･FAXは不可)･来訪により生命保険に関するさまざまな相談･照会･苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページhttps://www.seiho.or.jp/)

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 積立金や脱退･払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがいまして、積立金や脱退･払出し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9. ご契約の継続と解約返戻金

○この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。

○解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10. 年金･一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

○年金･一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金･一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

○年金･一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金･保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

こくみん共済 coop からのお知らせ（必ずご確認ください）

1. 団体ねんきん共済（旧制度）を選択されたご加入者へ

2010年12月の制度改定時より、団体ねんきん共済の新規引受を停止しました。

（1）団体ねんきん共済を継続された場合、新団体年金共済との重複加入はできません。
（団体ねんきん共済を継続された場合、悠々プラン「月払（こくみん共済　coop）」には新規でご加入することはできません。「半年払（生保）」は生保のみ取り扱いのため、ご加入できます）

（2）団体ねんきん共済に一時払で積み増しする場合および積立完了年齢満60歳到達後の継続・繰延期間の予定利率は「0.5%」となります。

（3）本パンフレット記載の積立金・給付額試算表等については「新団体年金共済」の金額です。
（団体ねんきん共済を継続された方は、電機連合福祉共済センターまでお問い合わせください）

2. 生命保険料控除の取り扱いについて（2012年1月に税制改正されました）

ねんきん共済（悠々プラン含む）の取り扱いについて、2012年1月1日以降の新規加入では生保とこくみん共済 coop で取り扱いが異なります。

・生　保 ： 税制改正の適用は受けず、旧制度が適用されます。
（最高5万円の所得控除）
生保の団体年金は加入者ごとの加入日にかかわらず、団体制度発足日（ねんきん共済:1988年6月・9月、悠々プラン:1998年6月・9月）が全加入者に適用されることから、新規加入日が2012年1月以降でも旧制度が適用されます。

・こくみん共済 coop: 税制改正が適用され、改正後の控除額計算方法により控除額を算出します。（最高4万円の所得控除）

※新規加入日が2012年1月1日以降の方は、月払について、旧制度と新制度が混在します。

新団体年金共済　ご契約内容（契約概要）

電機連合「ねんきん共済」の月払掛金（3口・3,000円、一時払含む）部分は、こくみん共済　coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の「新団体年金共済」制度と契約し、当該共済の事業規約・細則に基づき運営しています。ご契約内容となる事業規約・細則につきましては、こくみん共済 coop までお問い合わせください。

この「新団体年金共済　ご契約内容（契約概要）」は、「新団体年金共済」制度のご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入例、給付額試算表、制度の内容などの記載ページおよび「新団体年金共済 ご契約にあたっての注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 共済制度の特徴

（1）老後の保障ニーズに合わせて、生涯にわたって年金を受け取れる「終身年金（15年保証期間付終身年金）」と年金受取期間が指定できる「確定年金（5年・10年・15年）」があります。または一時金でも受け取れます。

（2）健康で正常に生活している電機連合加盟組合の構成員の方ならどなたでも加入することができます。

（3）月払い3口（3,000円）をベースに一時払（随時払い）の活用で、無理なく老後の資金づくりができます。

（4）万一積立期間中に死亡された場合は、その時点の積立金に月払掛金の1回分を加えた額を遺族一時金としてお支払いします。

（5）中途脱退（解約）の場合はその時点の積立金を脱退一時金としてお支払いします。

（6）一定の条件を満たした契約は、所得税の個人年金保険料控除の対象となります。（条件を満たしていない場合は一般生命保険料控除の対象となります）

2.加入資格について

発効日現在、満15歳から満58歳未満の健康で正常に就業している方が加入できます。電機連合加盟組合の構成員以外の方は加入できません。

3. ご加入できる方、掛金の額、契約発効日（加入日）、払込満了日（積立完了日）について

「制度の内容」「給付額試算表」「募集スケジュール」記載ページをご参照ください。

4. 積立金について

将来の受取予想額は「給付額試算表」のページをご参照ください。
（なお、給付額試算表の金額は一定の条件で計算しており、実際にお支払いする金額は変動（増減）することがあり、将来のお受取額をお約束するものではありませんのでご留意願います。）

5. 契約できる限度（年金額の限度）

こくみん共済 coop のねんきん共済（個人年金共済）と通算して加入者一人あたり最高限度額は年金年額120万円となります。

6. 年金および一時金が主に支払われる場合

（1）基本年金（契約年金）および脱退一時金
掛金払込完了後に積立金を原資として、お支払いします。掛金払込完了前に脱退される場合は脱退一時金をお支払いします。年金開始年齢は原則満60歳となります。

（2）遺族一時金
加入者が積立期間中に死亡された場合、その時点の積立金に月払掛金の1回分を加えた額をお支払いします。

（3）遺族年金もしくは一時金
契約者が契約年金保証期間中にお亡くなりになった場合、残りの保証期間分を遺族年金もしくは一時金としてお支払いします。

※税制適格年金扱以外の契約年金で、年金開始日において、契約年金額が12万円に満たないときは一時金としてお支払いします。

※年金開始日が近づきましたら、電機連合福祉共済センターから契約者に年金請求書等必要な書類一式をお送りしますので手続きをお願いします。また契約者がお亡くなりになった場合は、直ちに電機連合福祉共済センターにご連絡ください。死亡一時金などの請求書等必要な書類一式をお送りします｛受取人は請求をすみやかに行ってください（正当な理由なく、調査または調査に必要な書類の提出を拒んだり妨げたりしたときは、お支払いができない場合があります）｝。

7. 割り戻し金について

こくみん共済 coop の毎年の決算（5月末）によって新団体年金共済の剰余が生じた場合は、契約者に割り戻し金としてお戻しします（ただし、割り戻し金のお支払いはお約束するものではありません）。割り戻し金は次の取り扱いとなります。

（1）積立期間中の割り戻し金は、年金開始日まで利息をつけて据置、年金の増額にあてさせていただきます（「増額年金」）。ただし、積立期間中に契約者が死亡されたときには、遺族一時金と合わせて死亡共済金受取人にお支払いします。

（2）年金支払期間中の割り戻し金
①契約年金と共にお支払いする場合
ア. ねんきん共済（確定年金）、悠々プランの場合
毎年すえ置いて5年ごとに「長寿祝金」としてお支払いします。
イ. ねんきん共済（終身年金）の場合
毎年すえ置いて5年ごとに「増加年金」として年金の買い増しにあてます。
※死亡時には「死亡弔慰金」としてお支払いします。
②遺族年金（「年金受給保証期間中に契約者が死亡したときで、遺族の方が年金受取の残期間を年金として受け取る」制度）とともにお支払いする場合は毎年の年金と一緒にお支払いします。

新団体年金共済　ご契約にあたっての注意喚起情報

こくみん共済　coop は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

こくみん共済　coop は、これからも引き続き健全な運営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。（詳しくは各都道府県のこくみん共済 coop にお問い合わせください）

1. 責任開始日

加入の申し込みと初回掛金の払い込みがともに完了し、こくみん共済 coop がそのお申し込みに対して承諾した場合は、6月1日または9月1日、1月1日（傘下組合の募集時期により異なります）のいずれかの午前零時より契約に関する責任が開始されます。

2. 年金・共済金をお支払できない場合

次のような場合には、年金・共済金をお支払いできません。

(1)契約が解除されたとき
(2)契約が無効となったときや、詐欺等により取り消されたとき
(3)遺族年金の受取人が故意に加入者を死亡させたとき
(4)加入者が発効日から1年以内に自殺したとき（遺族一時金）
(5)加入者の犯罪行為により死亡したとき（遺族一時金）など

3.契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

(1)加入者が発効日にすでに死亡していたとき
(2)加入者が発効日に加入資格を満たしていなかったとき
(3)加入者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
(4)加入者が発効日にすでに団体の構成員でなかったとき
(5)払込掛金累計額を超えていた場合は、その超えた部分
(6)団体ねんきん共済の加入者が新団体年金共済の加入者として加入した場合
(7)すでにこくみん共済 coop のねんきん共済（個人年金共済）にご加入の方が、さらに新団体年金共済に加入された場合において、ねんきん共済（個人年金共済）との契約年金共済金額の合計が新団体年金共済の契約年金共済金額の限度額（120万円）を超えていたときは新団体年金共済の超えた部分

※すでに共済金または返戻金を支払っていた場合は返還していただきます。
※(1)～(6)に該当したときは、すでに払い込まれた掛金の全部または一部を契約者に返還します。(7)に該当したときは、最高限度を超えた年金額に相当する責任準備金をお返しします。

4.契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

(1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
(2)加入者、または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させまたは発生させようとしたとき
(3)加入者、または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
　*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
　*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
(4)他の契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
(5)前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、こくみん共済 coop との信頼関係が損なわれ、こくみん共済 coop が、契約の存続を不適当と判断したとき
(6)加入者が年金開始日前において団体の構成員でなくなったとき
(7)年金開始日前において、契約年金額が12万円に満たないとき。この場合には、随時払いによる年金額の増額をしていただくか、解約の手続きによる一時金での受け取りとなります。
(8)掛金の払い込みを停止したとき、その契約の責任準備金が10万円に満たないとき

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。
※(6)～(8)に該当して契約が解除となったとき、解約返戻金相当額をお返しします。

5. 掛金の払い込みについて

掛金の払込猶予期間中（「制度の内容」記載ページ参照）に掛金の払い込みがない場合には、猶予期間の翌月1日より契約の効力を失います。失効となった場合、積立金をお支払いします。

6. 契約の脱退（解約）・脱退一時金について

加入者は、積立期間中は契約を解約することができます。その場合、脱退一時金（積立金）をお支払いします。また年金受給開始後も一時金で受け取ることができます。

ただし、一時払（随時払い）で払い込んだ部分だけの解約など、契約の一部の解約はできません。

※積立期間が短い場合の脱退一時金は、払い込まれた掛金の一部を事務運営費などに充てているため払込掛金の累計を下回ります。

7. 計算基礎率とその変更について

新団体年金共済は、あらかじめ設定した予定利率・予定死亡率・予定事業費率に基づいて、積立期間中に積み立てられた積立金を原資として、年金開始日時点に適用される契約年金ごとの年金原資表に当てはめて年金額を算出する仕組みです。この積立期間中または年金開始後の予定利率・予定死亡率・予定事業費率（付加掛金など）を計算基礎率といいます。厚生労働大臣の認可を得て制度改正が行われ、計算基礎率が変更となったときは、それ以後に加入の契約だけでなく、すでにご加入の契約を含めた新団体年金共済の契約全体に、変更後の計算基礎率が適用されます。ただし、すでに年金の支払いを開始している契約については、年金額の変更はおこなわれません。計算基礎率を変更するときは、あらかじめ加入者にご連絡します。

8. 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

(1) 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

こくみん共済 coop に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の**各都道府県のこくみん共済 coop** までご連絡ください。

(2) 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、こくみん共済 coop で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人　日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
・電話　03-5368-5757
・受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

9. 団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

10.規約および細則の変更について

こくみん共済 coop は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、規約および細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、こくみん共済 coop ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

こくみん共済 coop
全国労働者共済生活協同組合連合会

こくみん共済 coop NEWS

申込日程（月払年3回、半年払年2回が新規加入・口数変更時期となります）

募集月	福祉共済センター申込書締切日（必着日）	第1回掛金引落日		新規加入日・口数変更日	
		月　払	半年払	月　払	半年払
2025年 1月～2月	2025年 3月12日(水)	2025年 5月12日(月)	2025年 8月12日(火)	2025年 6月1日	2025年 9月1日
2025年 4月～5月	2025年 6月12日(木)	2025年 8月12日(火)	2025年 8月12日(火)	2025年 9月1日	2025年 9月1日
2025年 8月～9月	2025年10月10日(金)	2025年12月12日(金)	2026年 2月12日(木)	2026年 1月1日	2026年 3月1日

新規加入時の一時払について

●生保のみ新規加入と同時に一時払積立のお取扱いができます。（こくみん共済 coop はお取扱いできません）
但し、2026年1月1日新規加入（月払）の場合…一時払積立日は2026年3月1日です。
掛金引落し日は2026年2月12日となり、月払初回掛金引落し日（2025年12月12日）と異なります。

一時払積立申込日程（積立は年2回まで可能です）

	福祉共済センター申込書締切日	掛金引落日	積　立　日	福祉共済センター申込書締切日	掛金引落日	積　立　日
月　払	2025年 4月15日(火)	2025年 5月12日(月)	2025年 6月1日	2025年10月15日(水)	2025年11月12日(水)	2025年12月1日
	2025年 7月15日(火)	2025年 8月12日(火)	2025年 9月1日	2026年 1月15日(木)	2026年 2月12日(木)	2026年 3月1日
半年払	2025年 7月15日(火)	2025年 8月12日(火)	2025年 9月1日	2026年 1月15日(木)	2026年 2月12日(木)	2026年 3月1日

・加入者票の送付時期…新規加入日・口数変更日・一時払積立日の属する月の下旬に送付します。
・年金受給権取得時に一時払で積立を希望する場合は、P14〈給付〉欄をご参照ください。

加入申込書ご記入上の注意点

●ご記入内容は機械処理いたしますので、枠内に楷書でていねいにご記入ください。（住所・氏名欄へのゴム印等の使用はできません。）
●「金融機関お届けの印・サイン」は新規加入の場合必要です。印もれのないようにお願いいたします。住所、引落口座は新規加入の場合のみ記入してください。（既加入者の方の住所変更、引落口座変更は「加入者内容変更通知書」を提出してください。）
●加入申込書は、今年のもの（申込日欄に2025年と記載）をお使いください。コピーした申込書では、お手続きできません。
●ご本人控が必要な場合は、お手数ですが、コピーをお取りください。
●申込書は組合（支部）窓口へご提出ください。

〈記入例〉「新規加入」・「口数変更」

※ご注意ください
すでにご加入されている方が氏名・生年月日・住所・単組コード・指定口座等を変更する場合、「加入者内容変更通知書」をご提出ください。

該当加入月に印をしてください。
上記募集スケジュール「新規加入日・口数変更日」欄ご参照ください。

•金融機関お届け印を必ずご捺印ください。（2ヶ所）
サインをご登録の場合はサインをお願いします。
印相違などにより、引落し口座の設定ができない場合、加入が取消になる可能性があります。
•印鑑レス口座の場合は、金融機関の取り扱いによって「押印不要」「サイン」「認印」などが必要な場合がございます。詳細は金融機関にご確認ください。
指定の金融機関より預金者様あてに口座振替設定に関する承認依頼通知等（メール、金融機関の専用ページ等）が届きますので、必ず期限内に承認の手続きを行ってください。

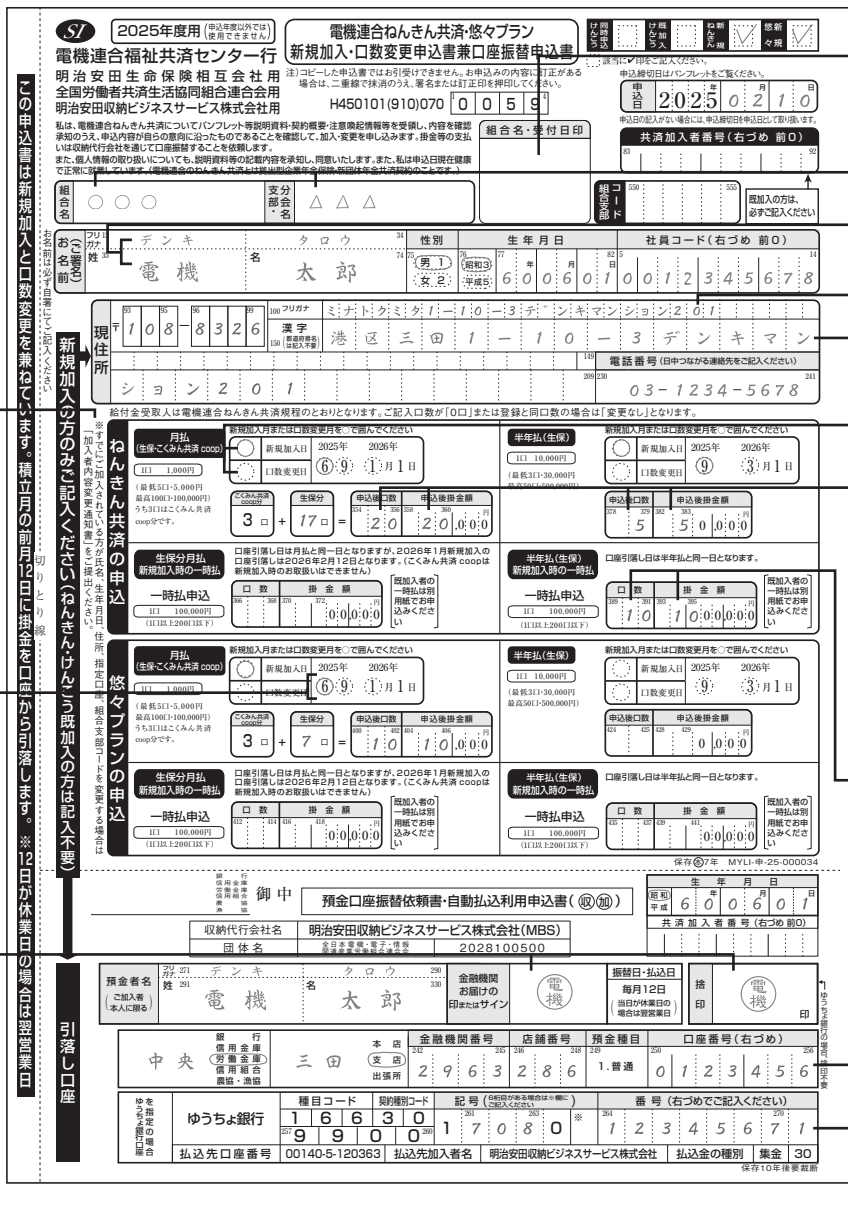

組合名を記入または受付日印を押印ください。

組合・支部名をご記入ください。

ご署名いただくことで申込印は省略します。

フリガナは全部（番地も）記入してください。
濁点も1文字とします。

漢字住所は30文字以内でお願いします。

新規・口数変更
該当する方へ印をしてください。

口数・掛金は右づめで、ご記入ください。

新規ご加入者で同時に一時払（生保）希望の場合、ご記入ください。
既加入者の一時払申込については一時払専用申込書をお使いください。

口座番号は通帳等でご確認のうえ、右づめでご記入ください。（「けんこう共済」の引落口座と異なる設定はできません）

右づめでご記入ください。
末尾は「1」となります。

HP（ホームページ）にアクセスして動画をご覧ください!!

電機連合福祉共済センターのホームページ
https://kyosai.jeiu.or.jp/

●ねんきん共済の制度内容を動画でわかりやすくご案内しています。
●Q&A、その他の情報も掲載していますのでご活用ください。

各種共済紹介動画

表紙のキャラクターの紹介

いつまでも若々しく長生きできる「ベニクラゲ」がモチーフです。温かいハートを持ったフォルムで親しみやすいキャラクターにしました。

申込書はホームページからも作成できます!

電機連合福祉共済センターのホームページ
https://kyosai.jeiu.or.jp/

ココから

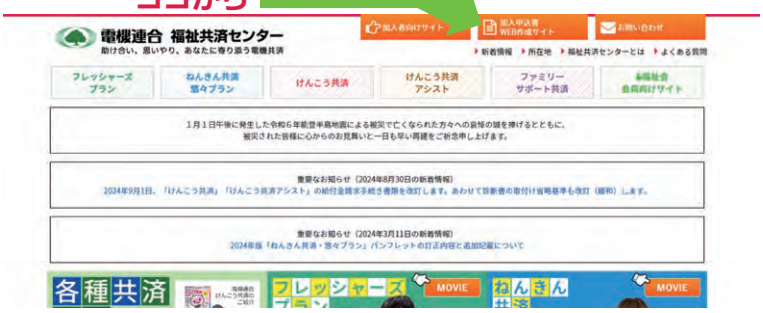

〈個人情報に関する取扱いについて〉

契約者と生命保険会社からのお知らせ

（契約者は全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会です。）

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報〈氏名、性別、生年月日等〉（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご参照ください。

電機連合とこくみん共済 coop からのお知らせ

電機連合及びこくみん共済 coop は、当該共済の運営にあたって入手する加入対象者の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を共済制度の運営に付随する業務を推進するため、共同利用させていただきます。電機連合は、当該共済の運営において入手する個人情報を、本共済の事務手続きのために使用いたします。また、こくみん共済 coop は受領した個人情報を、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細はこくみん共済 coop ホームページ（https://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

電機連合および加盟組合からのお知らせ

電機連合及び加盟組合は、当該共済の運営にあたって、組合員が加入申込書に関する加入対象者の個人情報〈氏名、性別、生年月日等〉（以下、「個人情報」といいます。）を共済制度の運営に付随する業務を推進するため、共同利用させていただきます。加盟組合は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。電機連合は受領した個人情報を各種保険契約の継続・維持管理・その他保険に関連・付随する業務のために使用（注）し、また、必要に応じて、加盟組合に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後個人情報に変更等が生じた際にも、引続き電機連合および加盟組合においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、電機連合福祉共済センターの個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://kyosai.jeiu.or.jp/）をご覧ください。

預金口座振替依頼書の裏面

私および預金者は、表記料金等の支払いを預金口座振替の方法により表記収納代行会社を通じて行うこととしたいので、預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。
なお、本取り扱いの開始は、表記収納代行会社の事務手続き完了次第といたします。

ー預金口座振替規定ー　ゆうちょ銀行は除く（注1）

1. 貴行（金庫、組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

（注1）ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。
詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

（お願い）●この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が送付された場合、記載内容に不備がありましたら、右記該当項目に○印をつけて明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)へ至急ご返送ください。

返送先：〒135-8385　東京都江東区東陽2-2-20　東陽駅前ビル10F
明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)
事務サービス部(共済)　電話 03-3615-3127

金融機関使用欄

（不備返却事由）

1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違
   ア. 金融機関番号
   イ. 店名
   ウ. 店番
   エ. 預金種目
   オ. 口座番号
   カ. 口座名義
   （字体相違、代表者名漏れを含む）
3. 印鑑相違
4. 印鑑不鮮明
5. 該当口座なし
6. 口座解約済
7. 記号番号相違
8. その他
   事由（　　）

検　印	印鑑照合	受　付　印 取扱店日附印